

福井市公企告示第 8 号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、福井市上下水道局経営部上下水道サービス課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 11 日

福井市長 西 行 茂

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和 7 年 3 月 25 日

2 下水を排除し、及び処理すべき区域

(1) 単独公共下水道日野川処理区（合流）

文京 4 丁目の一部

(2) 単独公共下水道日野川処理区（分流）

林町、林藤島町、若栄町、江守中町、南江守町、稲津町、

上東郷町、枋泉町、銚ヶ崎町、深見町及び徳尾町の各一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

別紙図面のとおり

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

(1) 2 の (1) の区域 合流式

(2) 2 の (2) の区域 分流式

5 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

単独公共下水道日野川処理区

福井県福井市黒丸町 3 字 1 番地

日野川浄化センター

6 縦覧期間

令和 7 年 3 月 1 2 日から 3 月 2 5 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 3 条に規定する休日を除く。）

7 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

別紙図面

供用を開始しようとする排水施設の位置

凡 例

	下水を排除し、及び処理すべき区域
	供用を開始しようとする排水施設の位置

















